

- 2 1、学童保育を充実するために、校内設置の原則を守り、補助金増額、指導員の身分保障を確立すること。大規模クラブの指導体制をさらに検討すること。
- 2 2、乳幼児健診の予算を継続・充実し、障害児の早期発見・早期治療に努めること。現在の乳幼児健診の場所を公民館など身近なところで実施すること。
- 2 3、親子クラブ活動の強化のために補助金を増額し積極的に支援すること。
- 2 4、市立児童館、児童センターの地域での役割を自覚し運営の改善を図ること。
- 2 5、わんぱくプレイパークをつくること。
- 2 6、未使用市営墓地の使用料の還付制度を全市統一すること。
- 2 7、各種貸付金の利率をさげること。
- 2 8、狂牛病対策に万全を期すこと。そのために必要な食肉検査所の体制強化を図ること。
- 2 9、入札資格申請書に記載の障害者雇用の実態をふまえ、全指名参加業者の障害者雇用を促進させること。
- 3 0、企業は社会的責任を明確にし、若者をはじめ雇用の確保を保障する施策をすすめるようにもとめること。
- 3 1、緊急地域雇用特別交付金制度を引き続き継続するよう国に要望すること。
- 3 2、市として子どもの権利条例を制定すること。

吉備病院は地域医療・福祉の観点から市の責任で立て替え充実を

病院局関係

- 1、患者負担を増やし受信抑制につながる医療費3割負担を、せめて2割に戻すよう国に要望すること。
- 2、病院内検討委員会では市民の命を守るよりどころとしての自治体病院の役割を明確にし、市民の立場に立った将来ビジョンを早期に示すこと。
- 3、病院の管理運営にあたっては職員の意見や総意を大切にし民主的に行うこと。
- 4、市民病院は市内中心部の地域医療に責任をもって患者住民のための病院づくりを行うこと。
 第4次医療法にもとづく施設基準にするために旧深テイ小跡地を視野にいれ移転立て替えをすること。
 利用者アンケートやご意見箱を積極的に活用し患者の声を聞き改善のとりくむこと。
 住民とともに医療を考える公開講座を開催すること。
 セルフケアを促す患者会活動などの検討をすること。
 小児救急など救急医療を一層充実すること。

総合診療科で全人的医療を行うこと。

開業医・介護保険事業者との連携を大切に、24時間の在宅ケアを支える支援機能をもつこと。

予防医療の充実として健診・人間ドックのとりくみや療育システムの一翼をになうこと。

医療・介護などの総合相談機能の体制を強化すること。

ホスピス医療のとりくみの検討をすること。

女性専門外来を設置すること。

- 5、 吉備病院は、近隣地域住民や地域医療・福祉にとってなくてはならない存在であり、早急に市の責任で立て替え充実すること。

し尿処理合理化事業は過大支援をやめ、市民が納得できる基準で

環境局関係

- 1、 ゴミを大量焼却する政策を抜本的に改め、ゴミの発生源での対策を強化し、分別、資源化を徹底すること。ダイオキシン、環境ホルモンへの対策を強化すること。
- 2、 市民とともにゴミ問題を考え、循環型社会の啓発・推進を図るためマイバック運動など積極的な啓発にとりくむこと。
- 3、 ゴミ収集委託料は実態にもとづき適正にみなおすこと。
- 4、 事業系ゴミの発生が増えているもとの分別を徹底し減量化を図ること。収集許可事業者の指導を行うこと。なお手数料値上げにあたり、ゴミの検量は厳正に行い不正を許さないこと。
- 5、 来年度見直しをする合理化事業は過大支援をやめ、市民が納得のできる基準をつくること。
- 6、 し尿浄化槽の清掃・維持管理料を守ること。新たな産廃処分許可は慎重に行うこと。
- 7、 産業廃棄物の不法処分を早期に発見し、自然と緑の景観、生態系を守ること。新たな産廃処分許可は慎重に行うこと。
- 8、 空き缶回収の図書券交換を継続すること。
- 9、 市内の焼却施設、浄化センターなどの安全対策に万全を期し問題が生じた時は、地元住民に情報を公開し対策を講じること。
- 10、 低周波公害、シックハウス被害（保健福祉局と連携し）や、電磁波公害の発生に対し市として積極的にとりくむこと。
- 11、 産廃処理場、地球温暖化、交通公害、ゴルフ場、水質汚濁など、全般的

な環境破壊に対し市民への啓発活動をはじめ、環境保全行政のひきつづく強化をはかること。

米輸入をやめ、家族農業の振興を

経済局関係

- 1、 国連コメ年にあたり米輸入をやめ、食料自給率を高めること。家族農業を基本にした農業振興をすすめること。地産地消を基本に米・地場産物の消費拡大を進めること。
- 2、 土地改良区事業の見直しを行い民主的運営への指導を強めること。
- 3、 郷土料理とそれにまつわる文化を守り、味覚教育をおこない、質のよい素材提供をする生産者を守ること。
- 4、 中小企業センターを創設し、実態調査をおこないその結果にもとづく、抜本的新興策をすすめること。中小零細業者への低利長期の各種資金金融制度の充実をはかること。
- 5、 商店街活性化条例をつくり、大型店の出店を規制し、商店街の振興をはかること。
- 6、 岡山県信用保証協会の保証業務が中小企業の経営に役立つよう国が責任をもつことをもとめること。
- 7、 新産業ゾーン計画は市財政への負担の影響について行政評価をし市民に公開すること。進出企業については ISO 取得をするよう指導するとともに新たな公害を出さないようにすること。
- 8、 計画内容に疑問の多い岡山南部地区国営かんがい排水事業について、市として検討しパイプライン化計画をやめるよう国に求めること。受益農家への説明責任をはたすため市として流量調査をすること。控除地区へは別途清水導入を図ること。
- 9、 「よしもと（表町）三丁目劇場」は市民優先の利用運営にきりかえること。
- 10、 国まかせにせず、下請二法の周知につとめること。